

小口資金・特別小口資金の借換要件

平成30年4月以降に小口資金、特別小口資金の借換をする場合は、下記の借換要件を満たす必要があります。

【借換要件】

次のすべての要件に該当する者

(1) 経済的環境の変化により、業況が悪化し、一時的に経営の安定に支障を生じている者で下記①～⑤のいずれかに該当する者。

- ①最近6ヶ月の売上高が前年、2年前又は3年前の同期に比して5%以上減少していること。
- ②最近3ヶ月の売上高が前年、2年前又は3年前の同期に比して5%以上減少していること。
- ③最近6ヶ月の粗利益が前年、2年前又は3年前の同期に比して5%以上減少していること。
- ④最近3ヶ月の粗利益が前年、2年前又は3年前の同期に比して5%以上減少していること。
- ⑤セーフティネット5号または6号の認定を受けて、セーフティネット保証を利用できること。

(2) 取引先金融機関の支援が確実に見込まれ、この制度の適用によって中長期的に経営の安定又は発展が図られる者。